

堺市地域福祉計画推進懇話会

- 【資料1】 包括的な相談支援体制の構築
- 【資料2】 更生支援の推進に関する取組
- 【資料3】 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援
- 【資料4】 権利擁護の推進に関する取組
- 【資料5】 災害への備えや支援に関する取組

各資料には、次のような内容を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、
①～④の「基本目標」を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、
[1]～[5]の「重点施策」を記載しています。

基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

- 権利擁護支援の中核機関の設置 【取組1)②】(継続)
 - ・平成25年度から運営してきた「堺市権利擁護サポートセンター」(堺市社会福祉協議会への委託事業)を中核機関として位置付けた。
- 地域連携ネットワーク協議会の設置 【取組1)①、取組2)②、取組3)①】
 - ・「堺市権利擁護サポートセンター運営委員会」を基礎として、権利擁護課題について協議する場である「地域連携ネットワーク協議会」を令和3年度に設置した。

令和3年度実施状況

開催日：令和3年11月5日(金) 10時～11時30分
場所：堺市総合福祉会館
内容：(1) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく「協議会」について
(2) 「協議会」に関するこれまでの議論について
(3) 堺市地域連携ネットワーク協議会のあり方について
(4) 来年度計画について
参加機関：学識者、大阪弁護士会、大阪司法書士会、
大阪社会福祉士会、高齢者支援機関、障害者支援機関、
地域福祉支援機関、成年後見活動機関、行政機関

第6次堺市社会福祉協議会
地域福祉総合推進計画にお
いて定めた、1～3の「取り組む
方向性」を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画における「市の主な
取組」に該当する項目番号を記載しています。

令和3年度に取り組んだ事項について、説
明している部分になります。